

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		違反行為の中止その他の措置命令
根拠法令及び条項		道路法第48条の12
所 管 部 課 係 名		インフラ整備部道路管理課管理係
処 分 基 準	関 係 条 項	道路法第48条の11
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 (違反行為に対する措置) 第四十八条の十二 道路管理者は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>【関係条文】 第四十八条の十一 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。 2 道路管理者は、自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）